

第 26 回横須賀市社会福祉審議会
高齢福祉専門分科会
資料 3-2
(令和 6 年 10 月 17 日)

横須賀市重層的支援体制整備事業 実施計画（素案）

令和 7 年（2025 年）2 月
民生局福祉こども部地域福祉課

目次

1	計画の趣旨	3
	(1) 計画策定の背景	3
	(2) 基本理念	3
	(3) 計画の位置付け	4
	(4) 計画期間	4
	(5) 横須賀市における重層的支援体制の全体像	4
2	現状と課題	6
	(1) 現状	6
	(2) 課題	6
3	計画の方向性	7
4	具体的な施策	8
	(1) 総論	8
	(2) 各論	8
5	計画の推進体制	10

1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景

本市では、高齢者人口の増加やそれに伴う「8050問題」（高齢の親が社会的に孤立している子供の生活を支えている状況）といった、さまざまな分野の課題が同時に重なり顕在化しにくくなるケースや、課題が複合化し複雑化したケースの課題を解決するため、令和2年（2020年）4月に福祉分野の総合相談窓口として、「ほっとかん」を設置しました。

国もこのような地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業*を創設しました（令和3年（2021年）4月1日施行）。

本市が「ほっとかん」を設置してから5年が経過する間には、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ禍」という。）が流行しました。

コロナ禍においては、いわゆる「3密」を避ける新しい生活様式が奨励されましたが、人と人との関わりが大きな役割を果たす福祉の分野においては、ケースの課題に気づきにくくなり、かつ気づいた時には深刻な事態を招いていることが増えていました。また、社会活動や生活様式の変化により、従来の福祉制度の要件には合致しないが生活に困るケースも増加しています。

このように、これまで国が対象者の属性ごとに整備してきた公的な支援制度の活用だけでは十分な支援ができないケースも増加しており、多機関が連携する新たな支援体制の構築が求められるようになりました。

本市においても、複合化・複雑化したケースの課題解決を進めるため、令和7年度から重層的支援体制整備事業を活用していくこととしました。

(2) 基本理念

「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現

相談しやすい相談支援体制づくり、全ての住民が多様性を認め合い、それぞれが人生の主演として自律的に社会参加することができる環境づくり、住民が身近な日々の暮らしの場である地域の中で、地域社会の一員として社会と関わり、誰もがどこかにつながり、お互いに支え合いながら生活を送ることができる環境づくりを進めていきます。

(3) 計画の位置付け

横須賀市地域福祉計画で掲げる基本理念「誰も一人にさせないまち 横須賀」を実現するための実施計画として位置付けています。

(4) 計画期間

本計画は横須賀市地域福祉計画と計画期間の終期を合わせるため、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

(5) 横須賀市における重層的支援体制の全体像

身近な相談支援機関に相談した際に、適切な相談支援機関が紹介される相談支援体制の整備、「8050問題」など複合化・複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない家庭等への継続的な訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者、障害者、子ども等世代や属性を問わず、多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

《図表3 各事業の概要》

1	包括的相談支援事業 (法 106 条の 4 第 2 項第 1 号)	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ○支援機関のネットワークで対応する。 ○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働につなげる。
2	地域づくり事業 (法 106 条の 4 第 2 項第 1 号)	○属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
3	参加支援事業 (法 106 条の 4 第 2 項第 2 号)	○社会とのつながりを作るための支援を行う。 ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
4	アウトリーチ等事業 (法 106 条の 4 第 2 項第 4 号)	○支援が届いていない人に支援を届ける。 ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
5	多機関協働事業及び支援プランの策定 (法 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号)	○市全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ○支援関係機関の役割分担を図る。



2 現状と課題

(1) 現状

- ①相談支援体制について
- ②地域づくりについて
- ③社会参加支援について
- ④アウトリーチ等による継続的な支援について
- ⑤多機関協働について

(2) 課題

- ①相談支援体制について
- ②地域づくりについて
- ③社会参加支援について
- ④アウトリーチ等による継続的な支援について
- ⑤多機関協働について

3 計画の方向性

「8050問題」など複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない家庭等への継続的な訪問や医療機関への同行などの支援や、高齢者、障害者、子ども等世代や属性を問わず、多世代・多属性が集う地域の居場所づくりの支援などを本事業に位置付け、継続した支援を通じて本人との信頼関係の構築やつながりの形成を目指します。

また、本事業の基本理念である「誰も一人にさせないまち 横須賀」の実現は、行政のみで成し遂げることはできません。

このため、地域住民及び関係機関との相互協力を円滑に進めることができるよう地域課題の解決に資する支援の在り方について意見交換を行いながら体制整備を進めてまいります。

4 具体的な施策

(1) 相談支援体制について

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
- 支援機関のネットワークで対応する。
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働につなげる。

(2) 地域づくりについて

- 属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する。
- 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
- 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。

(3) 社会参加支援について

- 社会とのつながりを作るための支援を行う。
- 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。
- 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。

(4) アウトリーチ等による継続的な支援について

- 支援が届いていない人に支援を届ける。
- 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。

(5) 多機関協働について

- 市全体で包括的な相談支援体制を構築する。
- 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。
- 支援関係機関の役割分担を図る。

5 計画の推進体制等

(1) 評価指標の設定

本計画は、横須賀市地域福祉計画に掲げる基本理念「誰も一人にさせないまち 横須賀」を実現するため本市が実施する、包括的相談支援、地域づくり、参加支援、継続的支援、多機関協働の各事業をとりまとめた実施計画です。

このため、掲載されている各事業の多くは福祉分野をはじめとした各個別計画において、各事業の具体的な目標や評価指標を設定しています。

以上のことから、各個別計画における具体的な目標や評価指標をもって本計画における目標や評価指標としています。

(2) 推進体制

本計画の基本理念「誰も一人にさせないまち 横須賀」を実現するためには、福祉分野を超えた他の政策分野との連携・協力が不可欠です。

本計画は、横須賀市地域福祉計画に掲げる基本理念を実現するための手段として策定していることから、本来であれば他の政策分野における評価・推進も必要とされるところですが、掲載されている事業の大部分が福祉分野の事業であること、事業の評価・推進にスピード感が求められることから、横須賀市社会福祉審議会において事業報告を行うこととします。

なお、個別の事業については、引き続き関係する会議体等で報告を行うこととします。

資料編

用語集

横須賀市重層的支援体制整備事業 実施計画（令和7年2月）

横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課

e-mail cbw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

直通 046-822-9613

ファクス 046-827-8158